

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年8月23日

| | |
|--------------------------|---|
| 1. 執行機関の別 | 1: 都道府県知事・市区町村長等 |
| | <input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等 |
| 2. 都道府県名 | 北海道 |
| 3. 市区町村名 | 幕別町 |
| 4. 届出番号 | 2 |
| 5. 独自利用事務の事例番号 | 108-1 |
| 6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス | http://www.town.makubetsu.lg.jp/kurashi/mynumber/index.html |

執行機関名 幕別町長

重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

| | (1) 法定事務 | (2) 独自利用事務 |
|--------------------------------|---|--|
| ①事務の名称 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの | 幕別町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(昭和48年条例第30号)による重度心身障害者並びにひとり親家庭等の母又は父及び児童に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの |
| ②番号法別表第1の項 | 84 | |
| ③番号法別表第2の項 | 108 | |
| ④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分 | | 幕別町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第37号)別表第1第2の項 幕別町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(昭和48年条例第30号)による重度心身障害者並びにひとり親家庭等の母又は父及び児童に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの |
| ⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第1条 | 幕別町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(昭和48年条例第30号)第1条 |
| ⑥事務の趣旨又は目的 | 第一条 この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。 | 第1条 この条例は、 <u>重度心身障害者並びにひとり親家庭等の母又は父及び児童</u> に対し、 <u>医療費の一部を助成することによって、保健の向上に資するとともに、福祉の増進を図ることを目的とする。</u> |
| ⑦独自利用事務の関連規範 | | 幕別町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(昭和48年条例第30号) 幕別町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則(平成11年規則第8号) |

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

| 事務1 | (1)法定事務 | (2)独自利用事務 |
|---------------|--|--|
| ①根拠規定 | 番号法別表第二主務省令 55 条 項 6 号 | 幕別町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第6条 |
| ②事務の内容 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十三条第一項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 | 幕別町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第6条第1項の受給資格の申請に係る事実についての審査に関する事務 |
| 特定個人情報1 | | |
| ①根拠規定 | 番号法別表第二主務省令 55 条 項 6 号 イ | 幕別町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第3条第3号 |
| ②情報提供者 | 市町村長 | 市町村長 |
| ③提供を求める特定個人情報 | 市町村民税に関する情報 | 市町村民税に関する情報 |
| 特定個人情報2 | | |
| ①根拠規定 | 番号法別表第二主務省令 55 条 項 6 号 ロ | 幕別町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第3条第3号 |
| ②情報提供者 | 市町村長 | 市町村長 |
| ③提供を求める特定個人情報 | 住民票に記載された住民票関係情報 | 住民票に記載された住民票関係情報 |
| 特定個人情報3 | | |
| ①根拠規定 | 番号法別表第二主務省令 55 条 項 6 号 ニ | 幕別町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第2条 |
| ②情報提供者 | 都道府県知事 | 都道府県知事 |
| ③提供を求める特定個人情報 | 身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報 | 身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報 |
| 特定個人情報4 | | |
| ①根拠規定 | 番号法別表第二主務省令 55 条 項 6 号 ホ | 幕別町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第2条 |
| ②情報提供者 | 都道府県知事 | 都道府県知事 |
| ③提供を求める特定個人情報 | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報 | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報 |
| 特定個人情報5 | | |
| ①根拠規定 | 番号法別表第二主務省令 55 条 項 6 号 ヘ | 幕別町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第3条第1号 |
| ②情報提供者 | 都道府県知事等 | 都道府県知事等 |
| ③提供を求める特定個人情報 | 生活保護実施関係情報 | 生活保護実施関係情報 |

| | | |
|---------------|-------------------|--|
| 特定個人情報6 | | |
| ①根拠規定 | 番号法別表第二主務省令 条 項 号 | |
| ②情報提供者 | | |
| ③提供を求める特定個人情報 | | |
| 特定個人情報7 | | |
| ①根拠規定 | 番号法別表第二主務省令 条 項 号 | |
| ②情報提供者 | | |
| ③提供を求める特定個人情報 | | |
| 特定個人情報8 | | |
| ①根拠規定 | 番号法別表第二主務省令 条 項 号 | |
| ②情報提供者 | | |
| ③提供を求める特定個人情報 | | |
| 特定個人情報9 | | |
| ①根拠規定 | 番号法別表第二主務省令 条 項 号 | |
| ②情報提供者 | | |
| ③提供を求める特定個人情報 | | |
| 特定個人情報10 | | |
| ①根拠規定 | 番号法別表第二主務省令 条 項 号 | |
| ②情報提供者 | | |
| ③提供を求める特定個人情報 | | |

| 事務2 | (1)法定事務 | (2)独自利用事務 |
|---------------|--|--|
| ①根拠規定 | 番号法別表第二主務省令 55 条 項 7 号 | 幕別町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第9条 |
| ②事務の内容 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十六条第二項の支給認定の変更に関する事務 | 幕別町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第9条の届出に係る支給認定の変更に関する事務 |
| 特定個人情報1 | | |
| ①根拠規定 | 番号法別表第二主務省令 55 条 項 7 号 イ | 幕別町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第3条第3号 |
| ②情報提供者 | 市町村長 | 市町村長 |
| ③提供を求める特定個人情報 | 市町村民税に関する情報 | 市町村民税に関する情報 |
| 特定個人情報2 | | |
| ①根拠規定 | 番号法別表第二主務省令 55 条 項 7 号 ロ | 幕別町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第3条第3号 |
| ②情報提供者 | 市町村長 | 市町村長 |
| ③提供を求める特定個人情報 | 住民票に記載された住民票関係情報 | 住民票に記載された住民票関係情報 |
| 特定個人情報3 | | |
| ①根拠規定 | 番号法別表第二主務省令 55 条 項 7 号 ハ | 幕別町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第3条第1号 |
| ②情報提供者 | 都道府県知事等 | 都道府県知事等 |
| ③提供を求める特定個人情報 | 生活保護実施関係情報 | 生活保護実施関係情報 |
| 特定個人情報4 | | |
| ①根拠規定 | 番号法別表第二主務省令 条 項 号 | |
| ②情報提供者 | | |
| ③提供を求める特定個人情報 | | |
| 特定個人情報5 | | |
| ①根拠規定 | 番号法別表第二主務省令 条 項 号 | |
| ②情報提供者 | | |
| ③提供を求める特定個人情報 | | |